

受動喫煙の防止とまちの美化に取り組んでいます

区は、昨年9月に「受動喫煙防止対策本部」を設置しました。環境、健康、道路、公園、治安などの関係部署が連携し、様々な取組みを進めています。

環境保全課環境美化グループ☎3981-2690

主な取組み

横断幕を活用した受動喫煙防止の周知や、路上喫煙者などに対する指導



苦情の多い公園内や駐輪場などにデザインを統一した啓発物を設置

マグネットシールを貼った清掃関係車両などによる周知啓発活動

公園周辺の方への周知活動

民間事業者などによる公衆喫煙所設置等への助成拡充
受動喫煙を防止するため、喫煙場所を整備することにより区民の快適な生活環境を実現。

池袋駅周辺の強化区域の清掃活動



区制90周年を盛り上げよう！ 第34回 ふくし健康まつり+

2月26日(日) 午前10時～午後3時
としま区民センター、中池袋公園、
パークプラザ (東京建物 Brillia HALL)



中池袋公園や区民センターで、障害や福祉関係団体による体験コーナーや自主製品の販売を実施。さらにパークプラザでは、東京2020パラリンピック開会式で注目を集めた盲目のギタリスト田川ヒロアキ氏がライブ&トークを開催。スタンプラリー参加者には景品がもらえるチャンス。

ふくし

健康

測定体験コーナー(骨密度、血圧など)や、くすりなんでも相談コーナー、聴力測定・相談、口腔衛生コーナーを出展。

豊島区薬剤師会講演会 「知って安心! やさしい医療健康講座 ～正しい「がん」情報に辿り着くコツとは?～」

午前10時30分～正午 としま区民センター
◇講師…ジャーナリスト/村上和巳氏◇80名
☎電話かファクスで2月6～24日の間に「地域保健課がん対策・健康計画グループ ☎3987-4243、☎3987-4110」へ※先着順。空き状況次第で当日参加も可。

●電話リレーサービス地域講習会・利用登録会

午後1～3時 としま区民センター
☎ファクスかEメールで2月6～25日の間に「日本財団電話リレーサービスカスタマーセンター ☎6275-0913、✉event@nftrs.or.jp」へ※先着順。空き状況次第で当日参加も可。
☎ふくし…障害福祉課管理・政策推進グループ☎3981-1766
豊島区民社会福祉協議会☎3984-9375
健康…国民健康保険課管理グループ☎3981-1923
地域保健課管理グループ☎3987-4203
がん対策・健康計画グループ☎3987-4243



としまワーク・ライフ・バランス

やりがいや充実感を感じながら働くこと。家族や友人と過ごす時間や、好きなことをする時間を大切にすること。健康で充実した暮らしを実現するためには、そのどちらも欠かせない大切なことです。区は、誰もが家庭生活と社会生活を両立できるようにサポートしていきます。
☎男女平等推進センター(エポック10) ☎5952-9501

豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度

「仕事と育児・介護の両立」や「働きやすい職場づくり」などに取り組む企業を応援。認定企業になると、認定書の授与や、区ホームページ・広報としまでの紹介のほか、ワーク・ライフ・バランスに関する法改正・支援事業の情報提供や、契約時の入札の際に加点が受けられます。

第13期豊島区ワーク・ライフ・バランス推進認定企業を紹介します

(株)AIサポートホールディングス(池袋2-9-4 池袋MSビル6・7階)

●業種…サービス業 ●従業員数…150名(グループ会社を含む)

誰もが安心して働ける職場環境をつくるため、短時間勤務制度や女性特有の体調不良の際に取得できるF休暇など、様々な制度を設けています。また、毎月有給取得状況の開示を行い、取得状況を共有しています。10月時点では前年比13%増の有給取得率となり、今後も有給取得率の向上が見込めます。



豊島区ワーク・ライフ・バランスフォーラム

笑いあふれる ほほEMI介護の秘訣!

3月4日(土) 午前10時～11時45分
としま産業振興プラザ(IKE・Biz)

落語家・林家こん平の二女で、介護講演やイベントプロデュースなどを行っている笠井咲氏が、介護・子育てと仕事を両立した経験についてお話しします。



講師…(一社)林家こん平事務所代表理事/笠井咲氏
◇60名 6か月以上未就学児。要予約。先着順。
☎2月3日から電話かファクスかEメールで「当センター☎5952-9501、☎5391-1015、✉A0029117@city.toshima.lg.jp」へ※先着順。

税申告が始まりました

～各種控除の確認をお願いします～

住民税の申告

●所得のない方、少ない方へ

住民税の申告をすると、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の軽減を受けられる場合があります※自己負担限度額の負担区分を判定する際にも必要です。

〈国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付額は社会保険料控除の対象になります〉

いずれの保険料も、税控除申告時に納付額の証明書を添付する必要はありません。納付額を申告書に記入してください。

☎国民健康保険料…資格・保険料グループ☎4566-2377

後期高齢者医療保険料…後期高齢者医療グループ☎3981-1937

介護保険料…保険料について/資格賦課グループ☎3981-6376
納付額について/収納グループ☎3981-4715

国民年金保険料は 社会保険料控除の対象になります

社会保険料控除の適用を受けるには、税の申告書提出の際に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(以下「控除証明書」)などが必要です。

●控除証明書

①令和4年1月1日～9月30日の間に国民年金保険料を納付した方(令和4年10月26日～11月上旬に日本年金機構から送付済み、②令和4年10月1日～12月31日の間に国民年金保険料を納付した方(①の対象者は除く)には、2月上旬に日本年金機構から送付予定。

問い合わせや紛失などによる再発行は池袋年金事務所☎3988-6011またはねんきん加入者ダイヤル☎0570-003-004(050で始まる電話からは☎6630-2525)へ問い合わせください。

☎池袋年金事務所☎3988-6011



介護保険を利用したときの自己負担額は 医療費控除の対象となります

サービス事業者が発行した領収書には、確定申告の際、医療費控除の対象となる金額が記載されています。一定の要件により対象とならない場合もあります。

●医療費控除の対象となる介護保険サービス

	介護保険サービスの種類	介護費用	居住費	食費
医療系	訪問看護	○		
	訪問リハビリテーション	○		
	居宅療養管理指導	○		
	通所リハビリテーション			○
	短期入所療養介護	○	○	○
	訪問介護(生活援助は除く)	△		
	夜間対応型訪問介護	△		
在宅	通所介護	△		
	認知症対応型通所介護	△		
	訪問入浴介護	△		
	短期入所生活介護	△		
	小規模多機能型居宅介護	△		
福祉系※	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	△		
	看護小規模多機能型居宅介護	△		
	地域密着型通所介護	△		
	介護老人福祉施設	半額	半額	半額
	地域密着型介護老人福祉施設	半額	半額	半額
施設	介護老人保健施設	○	○	○
	介護療養型医療施設	○	○	○

※福祉系は、同一月に医療系サービスと併せて利用した場合に医療費控除の対象となります。

●医療費控除の対象外の介護サービス

下記のサービスについては、領収書に医療費控除対象額の記載はありません(いずれのサービスも介護予防を含む)。
認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入、住宅改修
☎介護保険課給付グループ☎3981-1387

●おむつ代について所得税の医療費控除を受けられる方へ

介護保険認定を受けている方で、おむつ代について所得税の医療費控除を受けるのが2年目以降の方には、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代わり、区が「確認書」を発行できる場合があります。

☎介護保険課認定審査グループ☎3981-1368



3月2日(木)～4日(土)
午前10時～午後5時
※最終日は午後4時まで
サンシャインシティ展示ホールB

区内企業を中心に約90社が、身近なものから高価なものまでを展示・販売する産業見本市。各イベントの詳細は公式ホームページ参照。
☎公式ホームページから事前登録推奨※当日会場受付も可。
☎としまものづくりメッセ実行委員会事務局☎4566-2742 公式ホームページ

MONOづくりグランプリ・SDGsグランプリ

一番印象に残った!興味深かった!と思ったブースとSDGs関連商品に来場者が投票し、グランプリを選出。投票参加で景品あり。

スタンプラリー

イケ・サンパークのファーマーズマーケットとMONOづくりメッセでスタンプラリーを実施。両会場のスタンプを集めた方にノベルティをプレゼント。

特別講演

3月2日 ◆セコムのテック企業への進化を語る～ロボット開発を中心に～
講師…セコム(株)技術開発本部開発センターサービスロボット開発グループ統括担当ゼネラルマネージャー/尾坐幸一氏

◆サンシャインシティ～まちとともに成長する新たなステージへ～
講師…(株)サンシャインシティ代表取締役社長/台場直人氏

3月3日 ◆ものづくりの新たなステージ“メタバース”の世界
講師…(株)HIKKY代表取締役CEO/舟越 靖氏

◆社会課題はビジネスチャンス～COMOLYの取り組みについて～
講師…(株)Meta Anchor代表取締役/山田邦生氏

子どもの

ボタン電池の誤飲に注意!

子どもがボタン電池を誤飲する事故が繰り返起こっています。ボタン電池を誤飲すると、放電で起こる化学やけどにより、「消化管に穴が開く」「潰瘍ができる」などの重大な事故につながる場合があります。
☎消費生活センター(相談専用)☎3984-5515

誤飲事故を防ぐポイント

- 簡単にボタン電池が取り出せるものは、子どもの手の届かない場所に置か、電池のふたをテープでとめましょう。
- 未使用のボタン電池は子どもの手の届かない場所で保管し、使用済みのボタン電池は速やかに処分してしまいましょう。
- 子どもがまねをしないよう、電池交換は子どもの目に触れないところで行いましょう。
- ボタン電池を使う製品を購入する際は、電池のふたが簡単に開かない構造の製品を選びましょう。